

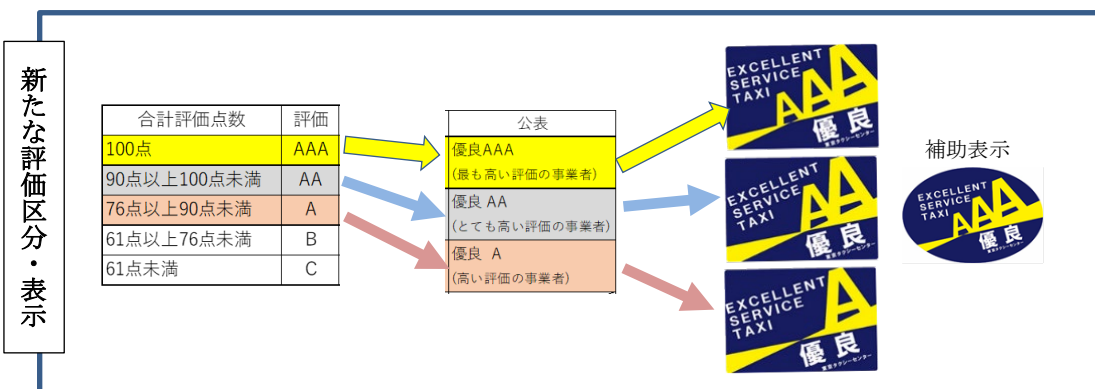
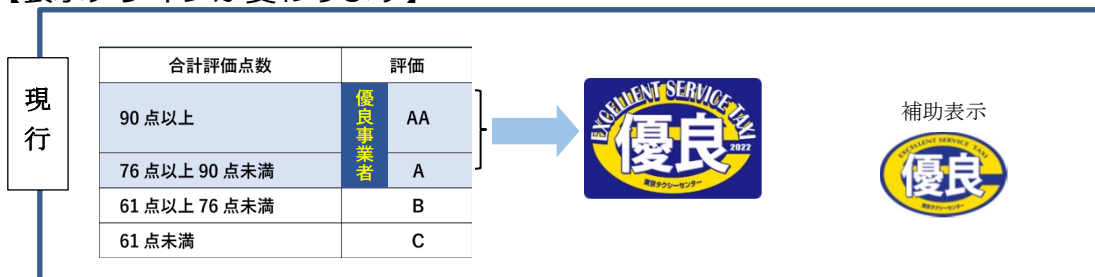
「法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する評価規程」等の一部改正について

法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する評価（以下、「タクシー評価制度」と言う。）の運用に当っては、タクシー利用者のニーズや社会情勢を踏まえ、適時、評価基準の見直しを行ってきておりますが、今般、令和5年2月20日開催の令和4年度第2回タクシー評価委員会において、評価項目、評価の決定及び公表等の変更について承認が得られたことから、タクシー評価制度に係る「法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する評価規程」を改正し、令和5年度の評価対象期間より適用することとなりました。

- | | |
|---------|--|
| 1 適用時期 | 令和5年度評価より |
| 2 主な改正点 | <ul style="list-style-type: none"> ・評価項目の見直し ・評価分類と公表の見直し ・「法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する規程」の改正に伴い「表彰関係取扱規程」の一部を改正し、新たな表彰区分「特別優良表彰（金賞）」を新設 |

※改正の詳細は別紙のとおり

【表示デザインが変わります】



〈問合せ先〉 公益財団法人 東京タクシーセンター

東京都江東区南砂7-3-3

担当：企画広報課

指導部指導業務グループ

電話：03-3648-9036

電話：03-3648-2155



タクシー評価制度の主な改正点

1 「安全・運行管理」、「接客・サービス」における評価項目

(1) 「安全・運行管理」における過労防止評価

<改正点>

令和5年度より過労防止通報事案の2点減点評価は維持しつつ、労働局において重大・悪質として東京地方検察庁へ送検される(た)事案については、新たに10点減点評価を適用する。

なお、労働局の通報による過労防止通報事案の減点評価と、その後の行政監査に基づく行政処分事案の減点評価については、それぞれに管轄の違う労働関係と運輸関係の法令違反の取扱いであり、個々に独立した評価として整理する。

過労防止評価	労働局から関東運輸局へ通報のあった過労防止通報事案について評価	労働局通報 = 2点減点 労働局通報(送検)=10点減点
---------------	---------------------------------	---------------------------------

(2) 「接客・サービス」における指導・苦情事案

<改正点>

令和5年度より指導・苦情事案のうち違法行為審査会において関東運輸局報告を決定した違法行為報告事案については、評価点数計算を行わず、一律に20点減点評価を適用する。また、同措置を適用した事案は、関東運輸局の調査結果による行政処分事案評価は行わない。これにより評価対象期間において評価を完結する。

2 評価項目の一部見直し

(1) 「経営姿勢」における優良事業者表彰評価（評価点数4点）

令和4年度をもって優良事業者表彰評価は廃止する。

(2) 「経営姿勢」における感染防止装備導入評価（評価点数2点）

令和5年度より「感染防止装備導入評価」を新設し、感染防止装備9項目のうち3項目以上の組み合わせで装備するタクシー車両の導入率について評価する。

評価項目	評価基準	評価点
感染防止装備を3点以上導入する車両 (評価対象年度末保有車両数に対する割合)	30%以上	2点
	0%超～30%未満	1点

[感染防止装備]	○ 抗菌・抗ウイルス仕様シートカバー
○ 高効率空気清浄機	○ 低濃度オゾン発生器
○ 紫外線（UV-C）LED消毒	○ 空気清浄度モニター
○ 光触媒コーティング	○ 空気触媒コーティング
○ 非接触決済機	○ 飛沫防止シールド

(3) 「経営姿勢」における働きやすい職場認証事業者評価（評価点数2点）

令和5年度より「働きやすい職場認証事業者評価」を新設し、認証や取組みを評価する。

認証実施団体（一般財団法人日本海事協会）が実施する「 <u>運転者職場環境良好度認証制度</u> 」の <u>一つ星認証を受けた事業者。</u>	2点
同認証制度の認証を受けていない事業者において、 <u>運転者が利用できる支援制度や環境整備、福利厚生制度について、次の10項目のうち4項目以上を導入している事業者。</u> <ul style="list-style-type: none"> ○ 第二種運転免許の取得支援 ○ 女性運転者専用のトイレ、更衣室及び仮眠施設の設置 ○ 育児中の女性運転者の時短勤務 ○ 社内保育所 ○ 提携保育所 ○ 育児休暇 ○ 介護休暇 ○ 社員寮 ○ 住宅手当 ○ 転居手当 	1点

(4) 「安全・運行管理」における事故情報評価（評価点数2点・5点）

令和5年度より重大事故報告事案のうち死亡事故（第一当事者）については、新たに5点減点評価を適用する。

事故情報評価	自動車事故報告規則に基づき事業者から関東運輸局へ報告された重大事故報告事案について評価(重大事故報告提出事業者であって、運行管理者に特別講習の受講を命じた事案)	重大事故 =2点減点 重大事故(死亡)=5点減点
---------------	--	-----------------------------

(5) 「加点措置」における働きやすい職場認証事業者評価

令和5年度より「経営姿勢」の評価項目へ移す。

(6) 「加点措置」における防災・救急装備導入評価（評価点数1点）

令和5年度より防災・救急装備の保有車両数に占める導入率又は防災レポート車の導入状況により評価する。

(7) 「加点措置」におけるAED（自動体外式除細動器）導入評価（評価点数2点）

令和5年度よりAED導入評価を新設し、AEDの車載又は営業所の設置実績及びAEDの取扱い講習を受講し認定証等を有する運転者の所属率を評価する。

AEDの車載又は営業所の設置実績に加えて、東京消防庁あるいは各都道府県の消防機関における「普通救命講習I」以上、又は日本赤十字における「救急法基礎講習」を受講し、救命技能検定証又は赤十字救急法基礎講習修了者認定証を有する運転者の所属率が10%以上の事業者	2点
AEDの車載又は営業所の設置	1点

3 インセンティブ等

(1) インセンティブの新設

令和5年度評価より合計評価100点の事業者には、次のインセンティブを付与し、事業者及び運転者のモチベーション等の向上を図る。

① 「経営姿勢」における街頭指導等協力評価

翌年度の街頭指導出動回数は4回の出動をもって所定の出動回数全ての取扱いとし、街頭指導協力事業者優遇措置も適用する。

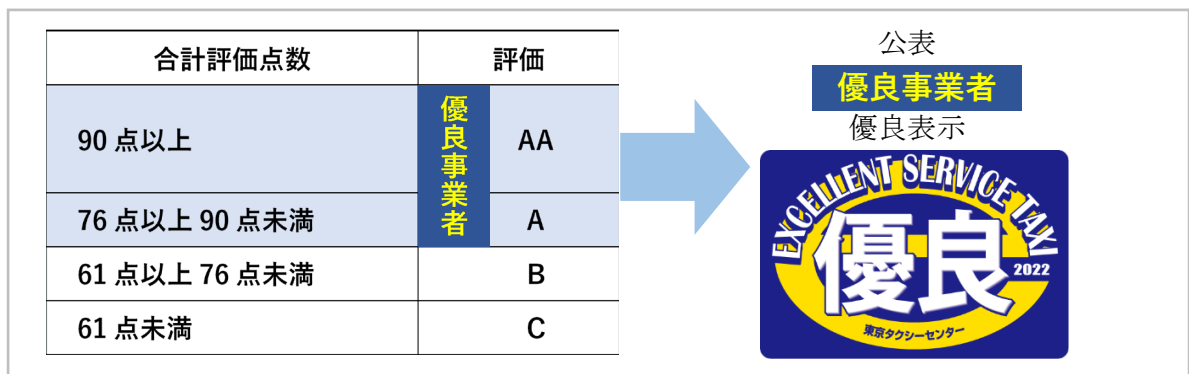
② 表示等の交付

表示及び補助表示は、保有車両に応じて1車両1枚ずつを無償で交付する。これを超える部分については、事業者の申し出により保有車両数分まで無償の扱いとする。

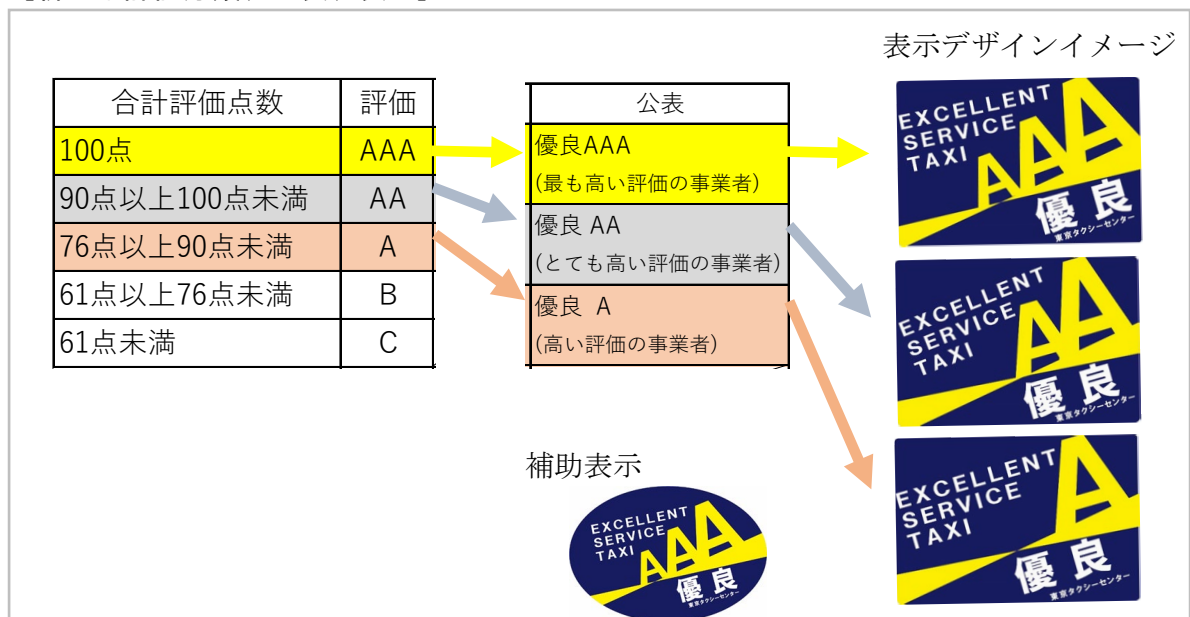
(2) 評価分類と公表、表示の見直し

令和5年度評価より評価分類、公表と表示を見直し、新たな評価分類の情報を提供することをもって利用者の利便の向上を図る。

[現行の評価分類、公表、表示]



[新たな評価分類、公表、表示]



4 今後の評価項目の見直しの方針

時代の変化に即して、適時、評価基準等を見直しを行うなか、「経営姿勢」においてはタクシー業界の事業活性化の取り組み事項である安全・サービスの向上、職場環境の改善、雇用促進、大規模災害時における緊急輸送等について、普及促進、導入推進の観点から評価項目の見直し、新たな導入を検討する。

表彰関係取扱規程の改正点

「法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する評価規程」の一部改正に伴い、「表彰関係取扱規程」の優良法人事業者表彰について新たに表彰区分を設置する。

1 優良法人事業者表彰の区分

(1) 特別優良表彰（金賞）の新設

<改正点>

当該表彰年を含めた過去 10 年以内に 9 回以上表彰、かつ当該表彰年を含めた過去 3 年以上連続して評価が A A A に該当する表彰対象事業者

2 評価対象資格

「法人タクシー事業者の安全・サービス等に関する評価規程」に基づく評価が A A A、A A 及び A に該当すること。